

12月定例会号

平成28年
2月16日発行

vol.56

亀山

かめやま
市議会だより

発行：三重県亀山市議会 編集：亀山市議会広聴広報委員会
住所：三重県亀山市本丸町577 ☎(0595)84-5059
E-mail:gikai-city.kameyama@ztv.ne.jp

医療センター
経営健全化の強化に向け

地方公営企業法の
全部適用について

集中審議

もくじ

12月定例会のあらまし…	2	議会の主な動き……	22
議案質疑……	6	とびっくす……	22
一般質問……	13	3月定例会の日程…	22
常任委員会の所管事務調査…	19		
議案と議決結果……	19		



市議会の詳しい情報は亀山市議会のホームページをご覧ください

亀山市議会

検索

<http://www.city.kameyama.mie.jp/gikai/>

雪晴れの日(鈴鹿峠自然の家)
撮影者 瀧本 麻須美 さん
(関町坂下)

12月定例会は、11月27日から12月18日までの22日間の会期で開催し、市長から提出された議案22件について慎重に審議しました。

また、議会からは委員会提出議案2件を提案しました。

議案一覧・
表決結果は
19ページ～

集中審議
12月9日

医療センターに地方公営企業法の全部を適用することについて 見直しの必要性を問う！

医療センターの経営健全化の強化に向け、現在の地方公営企業法の財務規定のみの適用から全部を適用することに移行し、新たに病院事業管理者を設置することに係る議案に対し、集中審議を行いました。

医療センターの状況

◆現 状

平成2年の開院以来、地域医療を支える自治体病院としての役割を果たしてきたが、経営状況は非常に厳しい状況である。

◆課 題

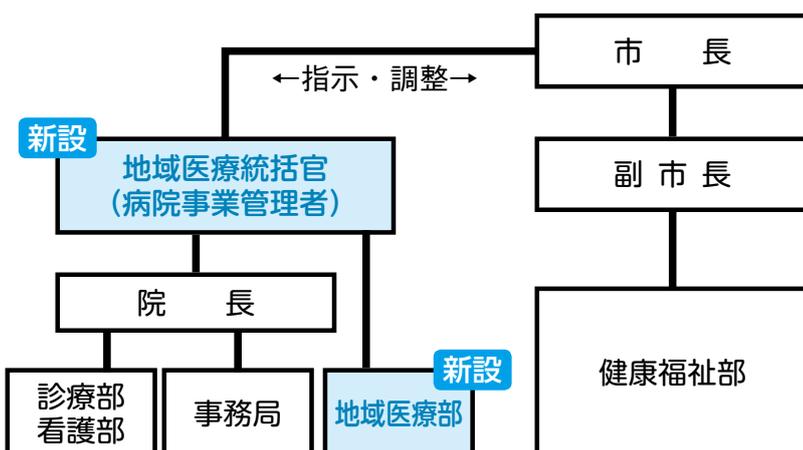
市民が住み慣れた地域で生涯、安心して暮らせるように地域医療体制を整備するために、**保健・医療・福祉のネットワークの強化、経営健全化に向けた取り組み**が急務である。

【質疑の一部】

- 県内の市立病院の経営形態について
- 現在の手法では、経営基盤の改善が出来ないのか
- 何故、この時期に見直すのか
- 地方公営企業法の全部適用に移行し、何が期待できるのか
- 病院事業管理者の人物像について、また民間からの人材登用はあるのか
- 地域医療部の役割や事務について
- 一般会計と企業会計の負担区分が曖昧になるのでは
- 病院事業管理者および地域医療部の設置により人件費はどれだけ増えるのか



組織が変わります



○病院事業管理者を設置します

医療センターの機動性を高め、経営改善を図るため、新たに病院事業管理者として地域医療統括官を設置します。

○地域医療部を新たに設置します

地域医療を推進する新たな部署として、医療センター内に地域包括ケアの推進と調整を行う地域医療部を設置します。

12月定例会のあらまし

住民票の写しなどの交付手数料 200円から300円になります

各種証明書の交付手数料が、「受益者負担の適正化に関する基準」に基づき、交付に係る経費や近隣自治体の手数料を考慮して見直され、4月1日から200円が300円に改定されます。

- 住民票の写し
 - 所得証明書
 - 評価証明書
 - 印鑑登録証明書
 - 納税証明書
 - 課税証明書
- などの交付手数料

可決した主な条例

亀山市手数料条例の一部改正

【質疑の一部】

- 条例改正の根拠について
- 行政サービスにおける「負担公平の原則」の考え方について
- 料金を据え置く議論はなかったのか
- 改正による増収分をどう活用するのか
- 低所得者への軽減措置はあるのか

可決した主な条例

亀山市国民宿舎関ロτζ条例の廃止

～経緯～

昭和42年に設置された国民宿舎関ロτζは、経営状況の変化に伴い、平成25年7月から指定管理者制度による運営に移行しました。

指定管理者による2年間の運営は多額の赤字となり、平成27年3月末で指定管理者は撤退し、4月から休館となりました。

市では、関ロτζの運営について、外部委員による「亀山市国民宿舎関ロτζ在り方検討委員会」及び市内組織での検討を重ね、**運営を継続しないという方針を決定**し、今回の条例の廃止に至りました。

今後は

観音山公園の位置づけを検討した上、市により更地化する土地への民間事業者による新たな施設建設の誘致を行うとともに、併せて、民間事業者による現地施設の活用についての募集を行う。なお、民間参入が困難な場合、市において公園整備などについて検討する。

議会のこれまでの対応

議会では、関ロτζの状況について、議会への説明責任を果たすよう、市に対し下記のような対応をしてきました。

- 国民宿舎関ロτζに関する決議（平成27年3月定例会）
- 予算決算委員会での付帯意見（平成27年6月定例会）
- 緊急質問（平成27年9月定例会）

【質疑の一部】

- 条例の廃止に至るまでの検証や検討内容を問う
- 市長の説明責任の考えを問う
- これまでにかかった経費は
- 今後の活用をどうするのか

平成27年度 一般会計 補正予算

今回の一般会計補正予算は、歳入・歳出それぞれ総額2億3649万5千円の増額を行いました。

主な補正

- 社会保障・税番号制度システム導入事業 650万4千円の増額
【内容】マイナンバー制度における国と地方の中間サーバー利用のための負担金を計上
- 障がい者自立支援事業 5965万1千円の増額
【内容】障がい者の自立支援事業について、利用者の増加により介護給付費等を増加
- 心身障がい児自立支援事業 4276万7千円の増額
【内容】心身障がい児の自立支援事業について、利用者の増加により介護給付費等を増額
- 放課後児童クラブ費 560万円の増額
【内容】放課後児童健全育成事業補助金について、亀山東小学校区における新たな放課後児童クラブ開設に対する補助金を計上
- 道路舗装事業 2300万円の増額
【内容】損傷の進んでいる市道川崎白木線（フラワーロード）の舗装工事費を増額
- 消火栓整備事業 1047万円の増額
【内容】関ヶ丘地内のほか上水道配水管改良工事に伴う消火栓設置費負担金を増額

【質疑の一部】

- マイナンバー制度導入により、これまでにかかった費用について
- 障がい者自立支援事業及び心身障がい児自立支援事業の事業内容と補正の経緯について
- 新しい放課後児童クラブを公設で整備する考えはなかったのか



委員会提出議案
(議会運営委員会)

亀山市議会会議規則の一部改正について

全会一致で
可決

女性議員が活躍できる環境を整備して議会を活性化するため、出産に伴う議会の欠席に関する規定を明確に設けるよう、標準会議規則が改正されたことにより、本市議会の会議規則についても同様の改正を行いました。

●改正内容●

会議又は委員会への欠席に関する規定に、議員が出産のため出席できない場合は、日数を定めて、あらかじめ議長または委員長に欠席届を提出することができるよう規定を追加する。

12月定例会のあらまし

請 願 の 結 果

今定例会に提出された請願は、教育民生委員会へ付託し全会一致で採択しました。
また、下記のとおり教育民生委員会提出議案として国への意見書を提案しました。

件 名	請 願 者	紹介議員	結 果
請 願 第6号 年金積立金の安全かつ確実な運用等を 求める請願書	亀山市和田町 1488-115 連合三重 亀山地域協議会 議長 夏本 伸宏	福沢 美由紀 鈴木 達夫 豊田 恵理 中村 嘉孝	採 択

？請願とは

市民の皆さんのご意見やご要望を市政に反映させる方法の一つです。
請願は委員会や本会議で慎重に審査し、採択、不採択を決め、
採択されたものについては、関係機関に対し請願の趣旨を実現
するため、意見書を提出します。
なお、請願には1人以上の紹介議員が必要です。



国等の関係機関へ
送付しました

委員会提出議案 (教育民生委員会)

年金積立金の安全かつ確実な運用等を求める意見書

全会一致で
可決

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活をしています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略」などにおいて年金積立金管理運用独立法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用を進めつつあります。しかし、年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものです。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しを進めることは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を被ることになります。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記

1. 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
2. GPIFにおいて、保険料拠出者である労使代表者が参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

議案一般質問

さて、ここからは、各議員の質疑や質問内容について掲載をします。取り上げた内容は議員の質疑、質問の一部の概要です。詳細については、亀山市議会ホームページでの映像配信や会議録から検索いただけます。

それでは、亀山市議会の議場の扉を開いてみましょう。

❓ 議案質疑とは

議案の内容や提案理由等について、疑問点や不明点を聞くことです。

❓ 一般質問とは

行政全般にわたり、市の考え方や疑問点を聞くことです。単に疑問をはらし、事実関係を明らかにするだけでなく、政策の見直しや提言を行います。



議案質疑

鈴木 達夫 <ぽぷら>



議案第82号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について及び議案第83号 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

○地域医療統括官(病院事業管理者)の主要事務、事務分掌について

- ・「地域医療部」の役割について
- ・「経費の負担の原則」(地方公営企業法第17条の2)について

○新体制移行における課題について

- ・予算関係について

❓ 医療センター内に地域医療部が設置されるが、事務分掌は何か。

Ⓐ 現在、健康福祉部が担任している地域包括ケアに関する事務の推進と調整を行う。

❓ 地域医療部は生活支援や第3次の地域医療再構築プランには関与しないのか。

Ⓐ 地域医療部は地域包括ケアの推進と調整だけでなく連携する事務も行う。

❓ 地方公営企業法においては、病院事業管理者は病院事業に特化した業務を行い、一般行政事務はできないことになっているが、どのように解釈しているのか。

Ⓐ 地方公営企業の能率的な経営のため、地域包括ケアに関する事務の一部を実施することは法的に可能と認識している。

❓ 地域医療部の人件費はどこが負担するのか。

Ⓐ 地域包括ケアの推進と調整は一般行政事務であることから、人件費は一般会計で負担する。

❓ 三重大学の地域医療学講座のほか、地域医療部の予算も一般会計で負担するとなれば、会計の負担区分が非常に曖昧になるおそれがあるが、対応策は考えているのか。

Ⓐ 病院事業管理者の設置を契機として、病院会計と一般会計の経費の負担について、より明確化を図っていく必要があると考えている。

尾崎 邦洋 <緑風会>

議案第90号 亀山市手数料
条例の一部改正について

・改正することに至った背景と経緯について

Q 今回の条例改正に至った背景と経緯は。

A 平成26年2月に策定した受益者負担の適正化に関する基準の考え方に基づき、受益者負担の見直しに取り組む中、平成27年10月に公表した第2次亀山市行財政改革大綱前期実施計画の取り組みとして受益者負担の適正化を位置づけたことで、交付に係る経費や近隣自治体の手数料を考慮して料金設定の妥当性を検証した結果、今回の改正に至った。

Q 手数料が200円から300円になることは、かなり大きなアップだが、市民サービスの観点から、手数料を据え置くという議論はなかったのか。

A 原価を基本とした料金設定と適切な検証の結果見直しが必要と判断したものであり、手数料を据え置くことは考えていない。

Q 今回の条例改正による増収分は、どのように活用していくのか。

A 人口減少社会の克服に向けた、まち・ひと・しごと創生総合戦略の新規事業の財源として活用していく。



服部 孝規 <日本共産党>

議案第81号 亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定
について及び議案第94号 平成27年度亀山市一般会計補正予算(第4号)について

・この条例を制定しなければ「個人番号の利用」や「特定個人情報の提供」はできないのか
・基幹システムと情報系システムの分離作業による人員増やパソコン台数の増などの経費増はあるのか
・今回の補正予算を含め、マイナンバー制度導入により、これまでにかかった費用と今後の費用の予測について

Q この条例を制定しなければ、市は個人番号の利用や特定個人情報の提供はできないのか。

A 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)において、地方公共団体は、社会保障、税、防災に関する事務と、これに類する事務で、条例で定め

るものについて、必要な限度で個人番号を利用できることとなっている。また、地方自治法上、異なる執行機関(市と教育委員会等)との情報のやりとりについても条例で定めることとなっている。

Q 情報の流出を防ぐため、基幹系システムから個人情報を移動させることを原則禁止し、基幹系システム内に新たに作業用のフォルダーを設けて作業することにより、作業人数やパソコン台数など、経費が増加するのではないのか。

A 作業できるパソコンが限定されることにより作業効率が落ちることから、数十台のパソコンの増設が必要であり、新年度に予算計上する予定である。なお、人員を増やす予定はない。

Q マイナンバー制度を導入することで、これまでどれぐらいの費用がかかっているのか。

A 平成26年度から平成28年度までの3年間の合計額は、支出見込みも含め1億4248万1000円であり、国からの補助金交付予定額は6965万6000円である。

新 秀隆 <公明党>



議案第94号 平成27年度亀山市一般会計補正予算(第4号)について

- ・第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目障がい者福祉費、自立支援事業について
- ・第3款民生費、第2項児童福祉費、第5目心身障がい児福祉費、自立支援事業について
- ・第3款民生費、第2項児童福祉費、第2目児童措置費、母子生活支援施設措置費について

Q 障がい者福祉費の自立支援事業について、事業内容と補正に至った経緯は。

A この事業は、主に介護給付費と訓練等給付費があり、ホームヘルパーによる身体の介護や家事の援助、また障がい者支援施設でのデイサービスなど、サービス提供に応じて事業者に給付するものであるが、近年サービスを提供する市内の事業者がふえたことに伴い、利用者数がふえたことにより増額補正するものである。

Q 心身障がい児福祉費の自立支援事業について、

事業内容と補正に至った経緯は。

A この事業は、身体や知的、精神に障がいのある児童や治療方法が確立していない疾病などがある児童が受けることができる児童発達支援や放課後等デイサービスなどであるが、市内等に事業所が開設されたことに伴い、利用者数がふえたことにより増額補正するものである。

Q 母子生活支援施設措置費について、事業内容と過去からの傾向は。

A この事業は、主にDV等の被害によって避難された母と子を保護し、児童とその母親に安全な場所を提供するとともに、児童の福祉や母親への就職相談など、自立支援を行うための母子生活支援施設に措置するものであり、措置実績は少しずつふえている傾向にある。

Q 自立をするため、日々どのようなケアを行っているのか。

A 定期的な施設訪問を初め、課題が生じた場合は安全を最優先に県や警察機関などと連携した対応を行うとともに、母子の心に寄り添いながら、今後の自立に向けたきめ細かい対応を心がけている。

櫻井 清蔵 <ぽぷら>



議案第93号 亀山市国民宿舎関ロジ条例の廃止について

- ・廃止の根拠について
- ・提案に至るまでの議会に対する市長の説明責任について

Q 関ロジに関して説明責任を十分果たした中で、今回の条例廃止の提案に至ったのか。

A 9月に示した基本方針を具現化していく過程で条例の廃止を提案したものであり、進め方については、可能な限り説明を行っている。

Q 9月定例会の緊急質問で説明責任は果たしたということか。

A 9月定例会の緊急質問を通じて基本的な考え方を述べたものであり、この議案に対する説明

責任については、本議会に国民宿舎関ロジに関する今後の進め方及び国民宿舎関ロジ指定管理者の検証という資料を提出している。

Q 条例を廃止し、今後どのような政策判断をするのか。

A 関宿の観光振興やまちづくりにおける観音山公園の位置づけを検討した上で、更地化する土地への民間事業者による新たな施設建設の誘致を行うとともに、民間事業者による現施設の活用についての募集を行う。また、民間参入が困難な場合には、市において公園整備などについて検討する。

宮崎 勝郎 <緑風会>



議案第81号 亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

- ・ 条例制定の内容と目的について
- ・ 市の責務について
- ・ 市長及び教育委員会の関わりについて

Q 条例制定の内容と目的は。

A 市が庁内連携や社会保障、税、防災に関する事務で独自に個人番号を利用する場合や、市長部局または教育委員会部局が特定個人情報を提供する場合は、その事務と利用範囲、提供範囲を条例で定める必要があることから本条例を制定するものである。

Q 市の責務として、国との連携の中で具体的にどのように安全管理をしていくのか。

A 情報セキュリティーを守るための職員研修や、システムに関しては情報漏えいのないようネットワークを分離するなど全てを安全管理措置として規定を設け、職員に周知していく。

Q 市長及び教育委員会はそれぞれどのようなことにかかわっていくのか。

A 市と教育委員会の双方でマイナンバーを利用することを想定している。



福沢 美由紀 <日本共産党>



議案第94号 平成27年度亀山市一般会計補正予算(第4号)について

- ・ 第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、放課後児童クラブ費の増額について

Q 今回の増額補正は待機児童対策ということだが、どのような内容か。

A 亀山西小学校区及び亀山東小学校区の放課後児童クラブにおいて、平成28年度当初に待機児童の発生が見込まれることから、新たに亀山東小学校区に放課後児童クラブ1施設を設置するための開設費500万円及び備品購入費60万円である。

Q 民設民営の補助金だと思うが、運営はどこが行うのか。

A 運営者については、現在未定である。

Q 国からの放課後子ども総合プランの推進に関する通知には、新たに放課後児童クラブまたは放課後子ども教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの80%を小学校内で実施することを目指すと書かれているが、補助金を活用して公設で整備する考えはなかったのか。

A 亀山東小学校には、空き教室等はない状況である。



今岡 翔平 <ほぷら>



議案第82号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について及び議案第83号 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

○医療センターの経営健全化について

- ・市長の2期目へのマニフェストにも「病院事業管理者の配置」が挙げられているが、庁内協議の中で方針転換はなかったのか
- ・病院事業の経営健全化のための方策はいくつか実例があるが、地方公営企業法の全部適用が有効であるとの判断に至った経緯について

Q 2期目の市長マニフェストに病院事業管理者の設置と明確に書かれているが、どのような庁内協議を経て条例提案に至ったのか。また、経営感覚のある専門家の意見は聞いているのか。

A 地域医療再構築プラン（第2次）で病院事業管理者の設置を明記しているが、プラン策定に当たっては、鈴鹿医療科学大学学長や経営的な

観点から全国自治体病院協議会の経営調査部の方からアドバイスを受けながら、庁内のプロジェクトチームや推進会議で協議を行った。

Q 病院事業の経営健全化の方策はいくつかあるが、どのような経緯で地方公営企業法の全部適用が有効と判断したのか。

A 総務省の公立病院改革ガイドラインでは、自治体病院の経営形態の見直しの選択肢として、地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人化、指定管理者制度の導入及び民間譲渡の4形態が示されているが、地方公営企業法の全部適用以外は市の医療政策との関係が希薄になることから、医療センターが今後も地域医療を推進する基幹的病院として持続可能な自治体病院であり続けるためには、地方公営企業法の全部適用が最も有効であると判断した。

Q 今回の条例提案のポイントとして、医療センターが地域医療の一端を担うことと医療センター自体の経営の改善があると思うが、これらに優先順位はあるのか。

A 地方公営企業法の全部適用の目的は、地域医療の推進と医療センターの経営改善の両方であり、優先順位はない。

宮崎 勝郎 <緑風会>



議案第82号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について

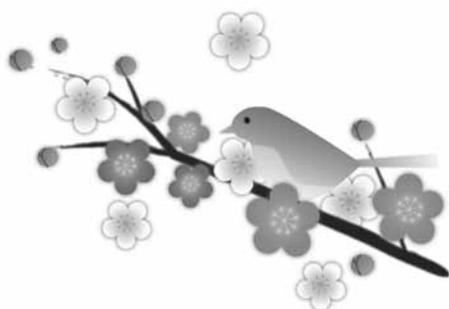
- ・条例の改正内容について

Q 亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について、その改正内容は。

A 平成28年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用する規定及び病院事業管理者の設置に関する規定を加えるものである。

Q 今回の改正により、病院事業は一般会計からの繰り入れを行わず、独立採算制でやっていくということか。

A 自治体病院として法に基づく応援や一般会計からの必要なサポートは当然行っていく。



中崎 孝彦 <新和会>



議案第82号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について及び議案第83号 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

- ・病院事業管理者を設置することによる事業運営上のメリットは何か。また、利用者にとって変化はあるのか
- ・病院事業管理者は市長が任命するが、議会の同意は必要か
- ・病院事業管理者の人物像について

Q 医療センターに病院事業管理者を設置することによって、運営上どのようなメリットがあるのか。また、市民等の利用者にとって弊害が生じる可能性はないのか。

A 病院事業に関する多くの権限が市長から病院事業管理者に移譲されることから、これまで以

上に医療現場の実態に応じた病院運営が可能となる。また、利用者に弊害が生じることはなく、むしろよりサービスの向上が図れる。

Q 病院事業管理者は市長が任命するということだが、議会の同意は必要ないのか。

A 病院事業管理者は独立の執行機関ではなく長の補助機関であるため、議会の同意を要しない。

Q 病院事業管理者の人物像について、どのように考えているのか。

A 病院経営に精通し、経営改善を行うための手腕にたけているだけでなく、保健・医療・福祉のネットワークの強化、地域包括ケアシステムの構築等、地域医療を一層推進するため、福祉行政にも精通している人物が適していると考えている。

Q 経営感覚に優れた民間人を病院事業管理者に登用すべきではないか。

A 民間人、医療職、行政経験者にとらわれず、最適と思う人物を任命していく。

服部 孝規 <日本共産党>



議案第82号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について及び議案第83号 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

- ・亀山市病院事業の設置等に関する条例第4条の病院事業管理者にはどんな人物を想定しているのかについて
- ・病院事業管理者は特別職になっているが、給料はどれぐらいを考えているのかについて

Q 病院事業管理者の人物像について、経営手腕があって、保健・医療・福祉のネットワークの推進ができる福祉行政に精通した人ということであれば、おのずと市の行政経験者となるのではないか。

A 経営改善を行う手腕にたけた者で、なおかつ

保健・医療・福祉のネットワークの構造をしっかりと理解し前進できる力を持った人がふさわしいと考えていることから、行政経験者にとらわれず、最適と思う人間を任用する。

Q 病院事業管理者は特別職であるが、給料はどれぐらいの水準を考えているのか。

A 特別職等報酬審議会に諮問し、答申をうけ決定するが、諮問案については、類似団体、各市の状況、他の特別職とのバランス、過去に配置していた水道事業管理者の給与額等を勘案し作成する。

Q 教育長とほぼ同等の給与となれば約1100万円という費用を医療センターが新たに負担することになる。改革が進まなければ投資する意味がないが、どういう人物で、どのぐらいの給与水準かを示すべきではないか。

A まずは全部適用を前提とした仕組みを議会に諮り、どういう人物をどういう報酬でということについては、手順に従ってしかるべき時期に示す。

森 美和子 <公明党>



議案第82号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について及び議案第83号 亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

- ・診療科目及び病床数について
- ・病院事業管理者を置く意義について
- ・責任の所在について

Q 総合診療について、国も推進している中で、今回の条例改正に合わせて総合診療科を設置しなかったのはなぜか。また、今後、新たな診療科目を設置する考えはないのか。

A 今回の条例改正においては、地方公営企業法の全部適用に伴う事項を改正し、それ以外の事項は現行どおり引き継ぐが、総合診療科については、住民への浸透度や内科との対比などを勘案し、検討していく。また、診療科目をふやすことについては、医師の確保ができれば考えていく。

Q 地域包括ケア病床を取り入れていくということだが、どのような病床になるのか。

A 在宅での療養に不安があったり、もう少しの入院治療で社会復帰できる方が安心して退院できるよう支援するもので、60日まで入院が可能となる。

Q 今まで一般会計から上限2億円の補助金を出しているが、一部適用から全部適用になっても考え方はそのままか。

A 今後、病院事業管理者のもと経営改善に取り組み、補助金の減額に努めていきたい。

Q 半期ごとの報告義務が課せられるが、経営改善が目的であるので、期限を切った改善計画を作成する必要があるのではないか。

A 平成28年度に策定する新しい地域医療再構築プランの中で目標指数を定めて取り組んでいく。

Q 経営改善されなかった場合の責任は誰にあるのか。

A 病院事業管理者としての責任は全うしてもらおうが、全部適用に移行しても最終的な責任は市長にある。

豊田 恵理 <創政クラブ>



議案第82号 亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について

- ・今回の改正によりどのような影響があるのか

Q 他市において、病院事業に地方公営企業法の全部を適用しても、経営改善の効果は得にくいとの報告があるが、どのように捉えているのか。

A 本市の医療センターにおいては全部適用することによって、経営の改善につながっていくものと考えている。

Q 全部適用以外の方法や現状の組織体制で改善していける方法についての意見はなかったのか。

A 平成22年策定の地域医療再構築プランにおいて、地公営企業法の全部適用への移行を検討

をするとして以来、さまざまな角度から検討を加えて今回に至っている。



ニーズに応じた子育て支援の充実を

森 美和子 <公明党>



地方創生について

- 人口急減・超高齢化という
亀山市が直面する大きな課題に対し、今後5か年の目標や施策、基本的な方向を提示する「亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の素案が示された。そこに示された重点プロジェクトにおける、子育て支援や若者支援について、現在の課題やその方向性について伺う
- 子育て支援について
 - ・「まちの保健室(チャイルドパートナー)」による相談体制の充実について
- 亀山市は子育て支援に力を入れてきたが、妊婦アンケートによるニーズ把握は考えないのか。

- ▲ 必要に応じた訪問や出産後の全戸訪問などの際に聞き取り調査を行うことでニーズを把握し、本市の実情に合った仕組みを研究していく。
- 名張市では、全ての小学校区でまちづくり協議会等を拠点に「まちの保健室」を設置し、保健師や看護師などを常駐させ、子育ての相談を受ける場所を作っているが、このような取り組みについてどのように考えているのか。
- ▲ 現在、本市においても、保健師の戸別訪問などを行っている。名張市の取り組みについては、具体的な仕組みや経費、まちづくり協議会との連携等について研究する必要があると考えている。
- 名張市の「まちの保健室」の設置について、本市のまちづくり協議会の考え方は。
- ▲ 神辺地区ふれあいまちづくり協議会において「まちの保健室」に近い取り組みとして、子育てサロンや健康サロンを開催しており、このような取り組みが他の地区にも広がるよう情報発信していく。

まちづくりに空き家の有効活用を

前田 稔 <創政クラブ>



まちづくりの視点からみた
空き家等の適正な管理について

- ・市の空き家等の適正管理に関する条例について
- ・今後のまちづくりの考え方について
- 空き家等対策の推進に関する特別措置法が制定されたことに伴い、市でも空き家等の適正管理に関する条例をつくる必要があると思うが、いつできるのか。
- ▲ 空き家等の適正管理に関する条例については、現在、実態調査を行い、問題点を整理しており、平成28年6月定例会には提案したいと考えている。
- 都市マスタープランにも空き家・空き地の活用とあるが、今後どのような考え方でまちづくりをしていくのか。

- ▲ 未利用地の活用や空き地・空き家の活用等は、中心市街地の活性化やコンパクトなまちづくりにとって大変重要な観点と認識している。今後、人口減少社会において、いかに効果的・効率的にまちなかに誘導し再生するかといった都市課題に対し、各種施策を具体化し推進するため、今年度から2カ年で立地適正化計画の策定を進めている。
- 道路整備について、地籍調査をしてあるところとしていないところでは、整備に係るコストや時間が大幅に違ってくと思うが、どのように考えているのか。
- ▲ まちなかの道路整備に関しては、境界の未確定や相続の問題があり、多大な時間を要するため、今後、地籍調査等の事業を、人員の確保という重要な課題もあるが進めていきたい。

【その他の質問】

- ◎平成28年度行政経営方針と予算編成について
- ◎庁舎建設について

モデル事業をやめる決断を市長がすべき

今岡 翔平 <ぽぷら>



市政における「モデル事業」について

○「モデル事業」方式の検証と今後の展開について

- ・市長が考える「モデル事業」方式での施策展開のメリットについて
- ・モデル事業における検証のポイントについて

Q モデル事業による施策展開のメリットは。

A 事業を評価することにより、費用対効果や事業の実施形態の妥当性を検証した上で本格実施となることから、より適切な事業が可能になる。

Q モデル事業を全市的に展開する前に必要な検証のポイントは。

A 想定した効果が得られているか、費用対効果は適切であるか、投入した人員は見合っているかといった視点で、事業の内容に応じて必要な要素から検証する。

Q 亀山南小学校のグラウンドの芝生化は他校に展開できない「モデル事業」であると思うが、どう考えているのか。

A 各学校の実態、校長の学校経営の考え方、保護者や地域の意向を尊重して検討していく必要がある。

Q モデル事業を検証した結果、事業を先に進めないという決断は、市長から働きかける必要があると思うがどうか。

A 現在、中・長期計画である第2次総合計画の策定を行っており、その中で一定の政策判断をする。

道路補修関係予算の確保を

高島 真 <緑風会>



道路の維持・管理について

- ・補修の優先度について
- ・今後の見通しについて

Q 道路補修における優先度とは何か。

A 自治会やPTAから要望をいただいた箇所について、職員による現地確認や要望者からの聞き取りを行い、現場の危険性や緊急性を考慮して、優先度を判断し、修繕工事を実施している。

Q 突然、崖崩れが発生した場合は、安全性などを考慮して迅速に工事等ができるよう予算措置するのか。

A 道路の上ののり面が崩れた場合は、まずは通行できるように土砂の排除等は簡単に行えるが、

路肩が崩れた場合は、事業費がどのくらいかかるか調査・設計等を行ったうえで予算を確保していく。

Q 平成28年度予算を編成するにあたって、平成27年度以上の予算を組まなければ道路の維持ができないと思うが、どのように考えているのか。

A 財政状況が厳しい中で予算編成を行っているが、維持管理の必要性は十分認識しているので、何を優先するのか、予算編成の中でしっかり見きわめていきたい。

【その他の質問】

◎セアカゴケグモについて

◎防災井戸について

林業総合センターの利便性の向上を

中村 嘉孝 <新和会>



亀山市林業総合センターの使用等について

- ・休館日について
- ・指定管理者制度導入について

Q 加太地区まちづくり協議会が使用する林業総合センターは、休館日が月曜日であり大変不便であるが、市内の他のコミュニティセンターの休館日はどのようになっているのか。

A 17地区のコミュニティセンターは日曜日、関町北部ふれあい交流センター、関文化交流センター及び鈴鹿馬子倶楽部は月曜日が休館日となっている。

Q 林業総合センターの施行規則に、市長が特に必要があると認めるときは休館日を変更し、または別に休館日を定めることができるとあるが、休館日の変更はできないのか。

A 林業総合センターの日曜日の利用状況は4分

の1程度であり、ほかの曜日はそれ以上の利用があることから、休館日の変更については、林業総合センターに所在する関係団体や市関係部局と今後協議、検討していく。

Q コミュニティセンターの指定管理者制度の導入状況は。

A 17地区のコミュニティセンター及び鈴鹿馬子倶楽部は指定管理者制度を導入しているが、関町北部ふれあい交流センター及び関文化交流センターは、市の直営で施設管理を行っている。

Q 林業総合センターに指定管理者制度を導入することはできないのか。

A 林業総合センターは、鈴鹿森林組合から土地の一部を借りて建築していること、また、行政機関の加太出張所を含む施設が指定管理になじむのかということも含め、今後関係団体や市内部の関係部局と協議していく。

.....
【その他の質問】

◎平成28年度予算編成方針について

◎マイナンバー(社会保障・税番号)制度について

自衛官適齢者名簿の提出は断るべき

福沢 美由紀 <日本共産党>



自治体の自衛官適齢者名簿の提出について

- ・名簿提出の依頼に対する亀山市の対応について

Q 防衛省は自衛官募集のための適齢者名簿提出を各自治体に要請しているが、本市の対応は。

A 自衛官募集事務については、地方自治法に規定されている法定受託事務として、国が本来果たすべき役割について、市が処理すべき事務として位置づけられたものである。自衛官適齢者名簿は、三重県地方協力本部長から依頼を受け、氏名、生年月日、性別、住所の4情報を紙媒体で提供をしており、平成26年度は408人分を提供している。

Q 地方自治法による法定受託事務ということだが、これは事務をする根拠であって提供する根

拠にはならないのではないのか。

A 自衛隊法、同法施行令、住民基本台帳法第及び亀山市個人情報保護条例に基づき提供するもので、自衛隊に適正な取り扱いを求めるための覚書を締結するなど、慎重な対応のもと適正な処理を行っている。

Q 法的に自治体に提供の義務がないのであれば、市民の個人情報を守る立場に立ち、情報提供を断るべきではないか。また、閲覧という方法も検討すべきではないか。

A 自衛官の募集については、国と地方がそれぞれの立場から対等の中で協力していくということで、法定受託事務として進めてきたものであり、今後も、目的外利用の承認を得て、覚書を締結し、適正な処理をしていく。

.....
【その他の質問】

◎放課後児童クラブ(学童保育所)の改善・充実について

高校生への選挙指導・啓発を

新 秀隆 <公明党>



新選挙制度について

●国会において公職選挙法の改正により「18歳以上」の選挙権が付与される。若者の投票率が低下傾向にある昨今、有権者の投票率向上に向け以下の点について問う

○18歳選挙権について

・市内高校生への対応について

Q 公職選挙法の改正により、選挙権年齢が18歳以上になるが、来年の参議院選挙から適用されるのか。

A 本年6月19日に公職選挙法の改正法が公布され、公布後1年経過後の国政選挙から適用されることとなる。任期満了に伴う参議院選挙が来年7月ごろに執行される予定であるが、現段階では選挙期日が決定していないため、仮に1

年を経過しない期日となれば適用されない場合も考えられる。

Q 18歳である高校生に対する教育指導は、どのように行うのか。

A 総務省と文部科学省が連携して作成する高校生向けの副教材と教員用の指導用テキストを活用し、選挙制度について、各学校において教員が総合学習などの授業で教えてく。

Q 高校生に理解をしてもらうため、選挙啓発活動について、どのような取り組みを考えているのか。

A 各学校から要請があれば、県と市の選挙管理委員会が学校へ出向き、選挙についての具体的な説明や、実際に投票用紙や投票箱を使つての模擬投票などを行い、啓発に努めていく。

【その他の質問】

◎安心・安全対策について

◎障がい者支援について

地図情報システムの有効活用を

豊田 恵理 <創政クラブ>



地図情報システムについて

- ・現在の活用方法について
- ・市民や民間との連携について
- ・今後の活用について

Q 地図情報システムが9月から稼働しているが、どのように活用しているのか。

A 現在、本システムへ掲載すべき地図情報を拡充するため、全庁的に精査しているところであり、今後、順次公開していく予定である。

Q 一宮市の地図情報サイトは、亀山市と同じシステムを使用しているが、市民に必要な情報が豊富に掲載されている。その違いは何か。

A 市民と双方向で連絡が可能なシステムについ

ては今年度中に提供する予定であり、残りの情報についても順次精査して、可能なものについては掲載していく。

Q 地図情報システムを使って、行政だけでなく、市民や団体、企業等が一体となってシティプロモーションを行っていく仕組みづくりができないのか。

A 他の自治体の取り組みを参考しながら、本市の地域特性や費用対効果を踏まえ、その有効性について研究していく。

Q 今後のシステムの活用について、どのように考えているのか。

A 現在、情報化推進計画を策定中であり、全庁的な意見を計画に反映する。

【その他の質問】

◎シティプロモーションについて

計画は職員が策定する工夫を

鈴木 達夫 <ぽぷら>



各種計画策定の委託(コンサルタント活用)について

○各種計画策定の委託について

・今後のあり方について

Q 平成28年度は第2次総合計画の策定にあわせ各部署で多くの計画が策定され、アンケートが行われることが想定される中で、広聴機能としては少数でも精度のある回収を行うことが大切と思うが、今後のアンケートに対する考え方は。

A 現在は無作為抽出による市民アンケートを行っているが、多くのアンケートがある場合、財政的な負担、さらには市民の負担が大きくな

ると回収率が低下する懸念もあることから、十分に工夫しながら実施していく。

Q コンサルタント機能を持つ室を設置し、計画策定を職員が行うことによって、職員の研修にもなりモチベーションも上がると考えるがどうか。

A コンサルタントに依存せず、職員みずからが計画を策定することは非常に有意義であり、スキルアップにつながると考えるが、一方で一部の職員に業務を委ねることにより、他の職員のモチベーションの低下が懸念されるため、メリット・デメリットを勘案しながら慎重に検討していく。

安心して通行できる道路整備を

宮崎 勝郎 <緑風会>



道路行政について

・市道川崎白木線(フラワー

ロード)のその後の対応について

・市道野村楠平尾線の改良及び今後の対応について

Q 市道川崎白木線について、夏ごろまでに6件の事故があったという報告を受けているが、その後の道路の修復状況は。また、事故は発生していないのか。

A 道路の修復については、社会資本整備総合交付金事業を活用して舗装整備と修繕を行っている。また、6月の車両物損事故以降、事故の発生はない。

Q 市道野村楠平尾線について、交通量が多くなっているものの、歩道や照明がない状態であるが、今後改良の計画はあるのか。

A 市道和賀白川線全線供用開始後の交通量の動向を踏まえ、構造面や安全面の課題に対して改善を検討していく。

Q 道路照明だけでも整備できないのか。

A 全体的な視点や、市道和賀白川線の進捗とあわせて一定の基準のもと、何を優先すべきかも含め総合的に考えていく。

.....
【その他の質問】

◎国民宿舎関ロッジについて

◎医療・福祉行政について

◎農業振興について

家族の時間づくりの日はやめるべき

服部 孝規 <日本共産党>



「家族の時間づくり」は来年からやめるよう求めることについて

・仕事を休めず困る親や、親と過ごせず悲しい思いをした子ども達のことを市長はどう思っているのか

Q 家族の時間づくりについて、アンケート結果によれば、「よくなかった」と回答した人のうち約8割が、仕事が休めず子供と一緒に過ごせなかったことや、子供に不安や寂しい思いをさせたことを理由にあげているが、仕事を休めずに困る親や、親と一緒に過ごせずにつらい思いをする子供のことをどう思っているのか。

A 日本の有給休暇の取得率は低い水準にあり、社会全体の価値観や仕組みの変革が必要であることから、ゆとりある社会やワーク・ライフ・

バランス、また親子のきずなをいま一度考えてもらうことによって、仕事を休めず困る親たち、悲しい思いをする子供たちがなくなるよう地道な取り組みをしていく。

Q 労働時間の短縮や働き方を変えていくことは必要だが、それが実現するまで、仕事を休めない親やその子供が犠牲になってもよいのか。

A つらい思いをする人がいなくなるよう、産業界や事業所、社会に働きかけて変えていこうという趣旨で「家族の時間づくり」に取り組んでいる。

Q 仕事を休めなかった親や、家族と一緒に過ごせなかった子供が辛い思いをするのは人権問題だと思うが、「家族の時間づくり」の日をやめる気はないのか。

A 長年の働き方や社会全体の価値観、仕組みを変えていかななくてははいけない。「家族の時間づくり」だけでなく、ゆとり社会、男女共同参画、子育て支援などを総合的に進める中で、社会や産業界の理解をもって変えていきたいと考えている。

子供たちに関する公共施設の充実を

櫻井 清蔵 <ぽぷら>



子どもたちに関する公共施設の管理体制及び施設の充実について

○市長はどのような方針で臨むのか

・各施設の管理、監視体制の現状について・市内各施設の整備について以前から度重ねて質問を行っており、施設間での格差があると認識しているが、市長の認識について知りたい

Q コミュニティスクールをつくった場合、どのような監視体制にするのか。

A ささまざまな角度から万全の体制を講じていく。

Q 2001年に起こった大阪の池田小学校の事件を受けて、子供たちの安全を守るため、どのようなセキュリティー対策を講じたのか。

A 防犯カメラ等、物理的なことも必要だが、登下校時の地域の方の見守りなど、いろんな大人が見守っているという雰囲気や体制をつくってきた。

Q 市内各施設の空調機の整備について、施設間の格差があると思うが、今後どのように普通教室へ空調機を整備していくのか。また、中学校から設置するべきと思うが、どのように考えているのか。

A 今後、普通教室への空調機設置を展開していきたいと考えているが、対象教室が多く、事業規模が大きくなるため、財政状況の動向や全体のバランスを見きわめ、現在策定を進めている第2次総合計画の検討の中でしっかりと整理し、計画的に位置づけていく。

【その他の質問】

◎関ロジについて

◎開発事業について

常任委員会の所管事務調査

平成28年のテーマ

総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会では、委員会の活性化と機能の充実のため、所管に関するテーマを設けて、自主的に調査・研究を行っています。

テーマに基づき、市の現状分析や市民団体等との意見交換、先進地視察を行いながら、9月までの間、調査・研究を行っていきます。

総務委員会

防災対策の充実・強化について

防災対策の充実・強化に向け、防災情報伝達システムの構築をはじめ、災害対策本部のあり方や地域連携などについての調査・研究を行う。

教育民生委員会

学童保育所について

学童保育所の設置における公的関与について、特に学校施設の活用を中心に、そのあり方について調査・研究を行う。

産業建設委員会

獣害対策について

中山間地域の農作物の被害防止と住宅地域も含めた獣害対策について調査・研究を行う。

12月定例会に提案された議案 と 議決結果

議案の詳細は、ホームページに掲載していますのでご覧ください。賛否が分かれた議案の表決 は、21ページをご覧ください。

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
81	亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について 個人番号の利用及び特定個人情報の提供については、それぞれの事務と利用範囲を条例で定める必要があることから、本条例を制定する。	可決	賛14：反3
82	亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について 平成28年4月1日から病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するとともに、あわせて本条例の規定を全般的に見直すため、本条例の全部改正を行う。	可決	賛10：反7
83	亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について 平成28年4月1日から病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、企業職員の給与の種類及び基準を定めるため、本条例を制定する。	可決	賛10：反7
84	亀山市看護師等入学支度金及び修学資金貸与条例の制定について 平成28年4月1日から病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するに当たり、入学支度金及び修学資金の貸与について新たに1つの条例として整備するため、本条例を制定する。	可決	賛10：反7
85	病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について 平成28年4月1日から病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、改正が必要となる関係条例について、所要の改正を行う。	可決	賛10：反7

議案番号	件名と主な内容	議決結果	
86	亀山市職員定数条例の一部改正について 平成28年4月1日から病院事業に地方公営企業法の規定の全部が適用されること、また関幼稚園及び関保育園が平成28年4月1日から新たに認定子ども園となることに伴い、所要の改正を行う。	可決	賛10：反7
87	亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正について 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されたことに伴い、施行後新たに任命される教育長及び平成28年4月1日から医療センターに設置する病院事業管理者を特別職とすることから、その給料の額について、特別職報酬等審議会の審議の対象とするため、所要の改正を行う。	可決	賛10：反7
88	亀山市税条例等の一部改正について 地方税の納税の猶予制度の見直しが行われ、地方税法の改正の一部が平成28年4月1日に施行されることに伴い、市の条例においても納税の猶予制度について規定する必要があるため、所要の改正を行う。	可決	賛16：反1
89	亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の一部改正について 平成28年4月から市に認定子ども園を設置することから、認定子ども園の利用者負担額等の滞納者について、行政サービスの制限の措置の対象とするため、所要の改正を行う。	可決	賛16：反1
90	亀山市手数料条例の一部改正について 各種証明書交付等の手数料について、受益者負担の適正化に関する基準に基づき見直すため、所要の改正を行う。	可決	賛14：反3
91	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について 地方税法施行令の一部を改正する政令により、平成27年4月1日から国民健康保険税の基礎課税額等の課税限度額が引き上げられたため、所要の改正を行う。	可決	賛16：反1
92	亀山市交通遺児援護金給付条例の廃止について 交通遺児援護金の給付を見直し、本条例を廃止する。	可決	賛15：反2
93	亀山市国民宿舎関ロッジ条例の廃止について 国民宿舎関ロッジのあり方を検討したところ、運営を継続しないものとする方針と決定したため、本条例を廃止する。	可決	賛16：反1
94	平成27年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について	可決	賛16：反1
95	平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	可決	賛16：反1
96	平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について	可決	賛16：反1
97	平成27年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	可決	賛16：反1
98	平成27年度亀山市水道事業会計補正予算（第1号）について	可決	賛16：反1
99	平成27年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について	可決	賛16：反1
100	市道路線の認定について 開発行為により設置された新規路線の羽若34号線の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。	可決	賛16：反1
101	市道路線の廃止について 開発行為に伴う上白木1号線の路線廃止について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。	可決	賛16：反1
102	市道路線の一部廃止について 開発行為に伴う今福3号線の路線の一部廃止について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。	可決	賛16：反1
委員10	亀山市議会会議規則の一部改正について 女性議員が活躍できる環境を整備し議会を活性化するため、出産に伴う議会の欠席に関する規定を追加する改正を行う。	可決	全員賛成
委員11	年金積立金の安全かつ確実な運用等を求める意見書の提出について	可決	全員賛成

※委員＝委員会提出議案

賛否の分かれた議案の表決結果

※ 賛は賛成 反は反対 なお、議長 前田 耕一 は採決に加わっていません。

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
議員名		今岡	西川	高島	新	尾崎	中崎	豊田	福沢	森	鈴木	岡本	宮崎	前田	中村	前田	服部	小坂	櫻井
議案番号・件名		翔平	憲行	真	秀隆	邦洋	孝彦	恵理	美由紀	美和子	達夫	公秀	勝郎	耕一	嘉孝	稔	孝規	直親	清蔵
81	亀山市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反	賛	反
82	亀山市病院事業の設置等に関する条例の全部改正について	反	反	賛	賛	賛	賛	反	反	賛	賛	賛	賛	-	賛	反	反	賛	反
83	亀山市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について	反	反	賛	賛	賛	賛	反	反	賛	賛	賛	賛	-	賛	反	反	賛	反
84	亀山市看護師等入学支度金及び修学資金貸与条例の制定について	反	反	賛	賛	賛	賛	反	反	賛	賛	賛	賛	-	賛	反	反	賛	反
85	病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について	反	反	賛	賛	賛	賛	反	反	賛	賛	賛	賛	-	賛	反	反	賛	反
86	亀山市職員定数条例の一部改正について	反	反	賛	賛	賛	賛	反	反	賛	賛	賛	賛	-	賛	反	反	賛	反
87	亀山市特別職報酬等審議会条例の一部改正について	反	反	賛	賛	賛	賛	反	反	賛	賛	賛	賛	-	賛	反	反	賛	反
88	亀山市税条例等の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	賛	賛	反
89	亀山市市税等の滞納者に対する行政サービスの制限の措置に関する条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	賛	賛	反
90	亀山市手数料条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	反	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	反	賛	反
91	亀山市国民健康保険税条例の一部改正について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	賛	賛	反
92	亀山市交通遺児援護金給付条例の廃止について	賛	反	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	賛	賛	反
93	亀山市国民宿舎関ロッジ条例の廃止について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	賛	賛	反
94	平成27年度亀山市一般会計補正予算(第4号)について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	賛	賛	反
95	平成27年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	賛	賛	反
96	平成27年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	賛	賛	反
97	平成27年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	賛	賛	反
98	平成27年度亀山市水道事業会計補正予算(第1号)について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	賛	賛	反
99	平成27年度亀山市公共下水道事業会計補正予算(第2号)について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	賛	賛	反
100	市道路線の認定について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	賛	賛	反
101	市道路線の廃止について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	賛	賛	反
102	市道路線の一部廃止について	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	-	賛	賛	賛	賛	反

議会の主な動き



1月

- 12日 広聴広報委員会
総務委員会
国道1号線関バイパス・鈴鹿亀山道路建設
促進要望（北勢国道事務所他）
- 13日 国道1号線関バイパス・鈴鹿亀山道路建設
促進要望（三重県）
- 15日 予算決算委員会理事会
- 16日 新津市誕生10周年記念式典（津市）
- 18日 産業建設委員会
産業建設委員会協議会
- 19日 教育民生委員会
教育民生委員会協議会
大阪府南部市議会事務局長会：視察来庁
（議会改革）
- 20日 広聴広報委員会
全員協議会
会派代表者会議
岐阜県土岐市議会：視察来庁（議会改革）
- 22日 議会改革推進会議「検討部会」
- 26日 関西本線名古屋亀山間複線電化促進協議会
（名古屋市）
- 27日 三重県市議会議長会定期総会（亀山市）
- 29日 国道1号線関バイパス・鈴鹿亀山道路建設
促進要望（東京）

とびくす

三重県市議会議長会 定期総会が開催されました

1月27日に第151回三重県市議会議長会定期総会が亀山市で開催されました。総会の後、関中学校と関宿の視察を行いました。



関中学校視察の様子

平成28年3月定例会日程(予定)

2月26日	3月定例会開会	10:00~
3月7日	議案質疑	10:00~
8日	議案質疑	14:00~
	予算決算委員会	
9日	一般質問	10:00~
10日	一般質問	10:00~
11日	一般質問（予備日）	
14日	産業建設分科会 産業建設委員会	10:00~
15日	教育民生分科会 教育民生委員会	10:00~
16日	総務分科会 総務委員会	10:00~
22日	予算決算委員会	9:00~
23日	予算決算委員会	9:00~
25日	議会運営委員会	11:00~
	3月定例会閉会	14:00~

正式な日程は、定例会直前の議会運営委員会
で決定します。
詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。
ホームページにも掲載しています。

議会だよりの 表紙写真を募集します!

5月16日号

応募資格 亀山市内在住または通勤・通学している人
応募方法 応募用紙（下記の必要事項①～③を記入のもの）
と、1年以内に市内で撮影した横撮りのカラー写真（現像の
場合2Lサイズ以上、データの場合JPEG形式で5MBまで）
を亀山市議会事務局へ郵送、電子メールで送信、または持
参してください。

- ①写真のタイトル（10文字程度）
- ②撮影場所及び撮影年月日
- ③撮影者の住所、氏名、電話番号



応募締切 4月18日(月)必着。

※応募はおひとりにつき3点まで、未発表のオリジナル作品
で、トリミング等の加工がされていないもの。
人物や建物等が特定される場合は、承諾を得てください。
広聴広報委員会で審査の結果、採用者には粗品を贈呈しま
す。応募写真は返却しません。
詳しくは、ホームページをご覧ください。議会事務局へ
お問い合わせください。

応募・
問合せ

亀山市議会事務局

住所：〒519-0195 亀山市本丸町577番地

電話：0595-84-5059

メール：gikai-city.kameyama@zvtv.ne.jp

受付時間…午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）

市民の皆様の声が議会・市政に反映され、信頼をいただける議会となるよう努めてまいります。皆様のご意見をお寄せください。